

1 I M I 製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、I M I 製医療機器の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

I M I 製医療機器

| | | |
|--------------------------|------|-----------|
| (1) メディサームⅢ | 6 台 | 中央手術室 |
| (2) メディサームⅡ | 1 台 | 中央手術室 |
| (3) アークティックサン 5000 | 2 台 | 新生児病棟、ICU |
| (4) RTX 体外式人工呼吸器 | 1 台 | ICU |
| (5) AVEA 人工呼吸器 | 1 台 | ICU |
| (6) バードマイクロブレンダー | 22 台 | 新生児科、救急車 |
| (7) ブランケットロールⅢ | 4 台 | 新生児病棟 |
| (8) モナール人工呼吸器 MT60 | 2 台 | 新生児病棟 |
| (9) 経皮血液ガスモニターTCM5 TOSCA | 1 台 | 神経内科 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 (1)～(2)は 2 回 (上半期・下半期 各 1 回)、以外は 1 回を発注者の指定する日に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の出張作業費・定期交換部品代(一部製品)

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

2 ドレーゲル製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、ドレーゲル製医療機器の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

ドレーゲル製医療機器

| | | |
|------------------------|-----|--------------------|
| (1) 全身麻酔器ファビウス GS | 1 台 | 中央手術室 |
| (2) 全身麻酔器ファビウスタイロ | 3 台 | 中央手術室 2 台、外科外来 1 台 |
| (3) 開放式保育器ベビーサーム 8010 | 2 台 | 新生児病棟 |
| (4) 人工呼吸器カリーナ | 1 台 | ICU |
| (5) 小児用人工呼吸器ベビーログ 8000 | 2 台 | 新生児病棟 |
| (6) 保育器 ベビレオ TN500 | 6 台 | 新生児病棟 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 (5) は 2 回 (上半期・下半期 各 1 回)、以外は 1 回を発注者の指定する日に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の出張作業費・定期交換部品代

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

3 ラジオメーター製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、ラジオメーター製医療機器の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

- (1) 血液ガスシステム ABL800 5 台
 新生児病棟 1 台、中央手術室 1 台、ICU1 台、輸血検査室 2 台
- (2) 血液ガスシステム ABL80 1 台 母性病棟
- (3) データ管理システム AQURE1 式
 AQURE 年間ライセンス
- (4) 血液ガスシステム ABL90 1 台 新生児病棟

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2(1)は 2 回（上半期・下半期 各 1 回）、以外は 1 回を発注者の指定する日に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

- (1) 定期保守点検の出張作業費
- (2) 定期交換部品である QA パーツキット（年 1 回）、スペアパーツの費用
- (3) 血液ガスシステム ABL800 5 台の電極
- (4) 平日 9：00～17：30 に行われる緊急修理の出張作業費及び交換部品代
- (5) 平日 9：00～17：30 以外に行われる緊急修理の交換部品代

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

4 フクダ電子製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、フクダ電子社製医療機器の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

フクダ電子社製医療機器

| | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) セントラルモニターDS7520 | 17 台 ME センター |
| (2) ベッドサイドモニタ DS8610 | 4 台 ME センター |
| (3) ベッドサイドモニタ DS7100 | 7 台 ME センター |
| (4) フローアナライザーPF300 | 1 台 ME センター |
| (5) セントラルモニターDSC - 8730 | 4 台 ME センター |
| (6) ベッドサイドモニターDS-8100N | 1 台 ME センター |
| (7) ベッドサイドモニターDS-8007N | 3 台 ME センター |
| (8) 多機能心電計 FX-8322 | 2 台 ME センター |
| (9) 多機能心電計 FCP-8400 | 1 台 ME センター |
| (10) ベッドサイドモニターDS-8005N | 12 台 ME センター |
| (11) 心電・呼吸・SPO2 送信機 LX-8300 | 21 台 ME センター |
| (12) 人工呼吸器 Servo U | 1 台 ME センター |
| (13) 多機能心電計 FX-7542 | 2 台 ME センター |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 (12)は 2 回 (上半期・下半期 各 1 回)、以外は 1 回を発注者の指定する日に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の出張作業費・定期交換部品代(一部製品)

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

5 日本光電製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、日本光電製医療機器の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

| | | |
|----------------------------|-----|-------|
| (1) ベッドサイドモニタ BSM6301 | 1 台 | 放射線科 |
| (2) 脳波計 EEG1518 | 2 台 | 生理検査室 |
| (3) 脳波計 EEG1214 | 2 台 | 生理検査室 |
| (4) 誘発電位・筋電図検査装置 MEB9404 | 1 台 | 耳鼻科外来 |
| (5) 脳波計 EEG1250 | 1 台 | 生理検査室 |
| (6) 神経機能検査装置 MEE-2200 | 1 台 | 生理検査室 |
| (7) コクーンウォーミングシステム CWS4000 | 2 台 | 中央手術室 |
| (9) ナビゲータープロシステム MASTER2 | 1 式 | 耳鼻科外来 |
| (10) 脳波計 EEG1218 | 1 台 | 生理検査室 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2(8)は 2 回（上半期・下半期 各 1 回）、以外は 1 回を発注者の指定する日に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の出張作業費・定期交換部品代(一部製品)

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

6 泉工医科工業製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、泉工医科工業製医療機器の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

| | | |
|---|-----|-------|
| (1) 人工心肺装置 HAS II | 2 式 | 中央手術室 |
| (2) 冷温水槽 HHC211D | 1 台 | 中央手術室 |
| (3) 小型冷温水槽 HHC51 | 1 台 | 中央手術室 |
| (4) セクリスト O2/Air ミキサー | 2 台 | 中央手術室 |
| (5) PCPS 装置 560 型バイオコンソール | 2 式 | 中央手術室 |
| (6) 小型冷温水槽 HHC51 | 2 台 | 中央手術室 |
| (7) Osyka 体外式ペースメーカーPACE203H | 4 台 | 中央手術室 |
| (8) 電気メス MS-BM α | 1 式 | 中央手術室 |
| (9) 電気メス SHAPPER DX | 1 式 | 中央手術室 |
| (10) 電気メス ZERUK-W | 1 式 | 中央手術室 |
| (11) セルセーバー エリート | 1 台 | 中央手術室 |
| (12) 自己血回収装置 XTRA | 1 台 | 中央手術室 |
| (13) 遠心血液ポンプシステム HCS-CFP(UNIMO ECMO 装置) | 1 台 | 中央手術室 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の出張作業費・定期交換部品代(一部製品)

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

7 アトムメディカル製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、アトムメディカル製医療機器の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

| | | |
|---------------------------------|------|-------|
| 分娩監視装置保守 保守/定額修理 FM-20/WSL/年額 | 1 式 | 母性病棟 |
| 分娩監視装置保守 保守/定期点検 FM-20/40/CL | 1 式 | 母性病棟 |
| 分娩監視装置保守 トランスデューサー/超音波・陣痛 | 2 式 | 母性病棟 |
| 分娩監視装置保守 FM20 トータルサポート 2年目 | 2 台 | 母性病棟 |
| 分娩監視装置保守 FM20 トータルサポート 4年目 | 1 台 | 母性病棟 |
| 分娩監視装置保守 FM20 トータルサポート 7年目 | 11 台 | 母性病棟 |
| バッテリー交換オプション 定額修理 | 2 式 | 母性病棟 |
| アパロン CL トータルサポート 4年目加入 | 1 台 | 母性病棟 |
| アパロン CL トータルサポート 2年目加入 | 1 台 | 母性病棟 |
| 保守 FSV セントラルモニタートータルサポート | 1 式 | 母性病棟 |
| 保守 RU-FSV トータルサポート | 4 式 | 母性病棟 |
| 保守 FSV ゲートウェイ点検(GW/GWコア) | 1 式 | 母性病棟 |
| 保守 FSV ゲートウェイ定額修理コア PC 本体 | 1 式 | 母性病棟 |
| 保守 FSV ゲートウェイ定額修理コアベースソフト | 1 式 | 母性病棟 |
| 保守 FSV ゲートウェイ定額修理患者情報取得ソフト | 1 式 | 母性病棟 |
| 保守 FSV ゲートウェイ定額修理 WebCTG | 1 式 | 母性病棟 |
| 保守 レーザープリンターカラー トータルサポート | 1 式 | 母性病棟 |
| 保守 患者 ID 読取装置 定額修理 バーコードリーダー | 17 台 | 母性病棟 |
| 保守 患者 ID 読取装置 定額修理 磁気カードリーダー | 4 台 | 母性病棟 |
| 保守 インターフェース (FSV・AFD) 定額修理 AP05 | 17 式 | 母性病棟 |
| 保守 インターフェース (FSV・AFD) 定額修理 AP06 | 1 式 | 母性病棟 |
| 保守 無停電電源装置 (FSV) 定額修理 | 1 台 | 母性病棟 |
| 保育器デュアルインキュ i/点検 | 1 台 | 新生児病棟 |
| 保育器インキュ i/保守 | 2 台 | 新生児病棟 |
| 保育器 V2200/点検 | 4 台 | 新生児病棟 |
| 保育器 V2100G/点検 | 4 台 | 新生児病棟 |
| インファンウォーマーi 蘇生装置なし/点検 | 10 台 | 新生児病棟 |
| インファンウォーマーi 蘇生装置Ⅲ/点検 | 2 台 | 新生児病棟 |
| サンフLOWERウォーマー | 3 台 | 新生児病棟 |
| インファントウォーマー(V-505)/点検 | 2 台 | 新生児病棟 |

搬送用保育器/点検(V-808 2台、V-80TR 1台、

V-707 3台、インキュアーチ 2台)

計 8 台 新生児病棟・母性病棟・救急車

ドプラ

2台 母性病棟 1回/年

出動費 9式

交通費 9式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者は速やかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の出張作業費・定期交換部品代(一部製品)

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

8 サクラ精機製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、サクラ精機製医療機器の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

サクラ精機製医療機器

- | | | |
|--------------------------------------|-----|-------|
| (1) オートクレーブ VSSV-AM09W No.3 | 1 台 | 中央手術室 |
| (2) 薬液用オートクレーブ Σ IIIYR006SLPC | 1 台 | 薬剤科 |
| (3) RO 水製造装置 | 1 台 | 薬剤科 |

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検等の実施回数及び実施日

上記2 (1) ～ (2) は定期保守点検 2 回（上半期・下半期 各 1 回。但し月曜日～金曜日に限る）性能検査整備 1 回を発注者の指定する日（但し月曜日～金曜日に限る）に実施する。

同 (3) は定期保守点検 1 回を発注者の指定する日（但し月曜日～金曜日に限る）に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者はすみやかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

- (1) 上記2 (1) ～ (2) の定期保守点検出張作業費及び性能検査整備費
- (2) 上記2 (3) の定期保守点検出張作業費及び定期交換部品の費用

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

9 イワキ製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、イワキ製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

空気酸素ブレンダーOA2000 25台/OA2015F 3台/OA2015FV 9台

酸素濃度計 NAM2000 4台

窒素ブレンダー NA2000 v i 5台

3 定期保守点検の回数及び実施日

上記3は1回を発注者の指定する日に実施する。

4 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

10 コーケン製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、コーケン製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

経皮ガス分圧モニター9100・9200 14台

3 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する。

4 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする

11 シネロンキャンデラ製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、シネロンキャンデラ製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

- | | |
|---------------------|-----|
| (1)V-beam レーザー装置 | 1 式 |
| (2)A L E X 2 レーザー装置 | 1 式 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する。

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

- (1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

12 精研製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、精研製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)内視鏡洗浄消毒器 ESPAL-III 1式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は2回を発注者の指定する日に実施する。

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

13 フクダコーリン製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、フクダコーリン製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)モニターHBP-A308 6式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する。

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

14 ピボット製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、ピボット製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)ME 機器管理システム 1 式

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

15 セキムラ製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、セキムラ製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)サイコリッチ笑気ガス吸入鎮静機 1式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

16 エアウォーター東日本製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、関東エアウォーター製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

| | |
|---------------------------|----|
| (1) インファントフローサイパップ (1年点検) | 1式 |
| (2) インファントフローサイパップ (2年点検) | 2式 |
| (3) ファビアン (1年点検) | 4式 |

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

17 小川医理器製機器製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、メディエート製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)エコパルザー消毒器 1式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

18 フィッシャーアンドパイケル製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、フィッシャーアンドパイケル製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

| | | |
|------------------|---------|----|
| (1)酸素ブレンダーOA2060 | オーバーホール | 4式 |
| (2)酸素ブレンダーOA2060 | 定期点検 | 4式 |

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

19 セントジュード製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、セントジュード製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)体外式 DDD ペースメーカー 1 式

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

20 フルークバイオメディカル製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、フルークバイオメディカル製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1)ポンプテスターIDA-5/4CH 校正 | 1 式 |
| (2)模擬波形発生装置 MPS450 校正 | 1 式 |
| (3)携帯型食道ペースメーカー2007JP 校正 | 1 式 |

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

- (1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

21 村中医療器製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、村中医療器製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)サージマックス 2 式

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

22 日置電機製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、日置電機製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)漏れ電流試験装置 1式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

23 タカラベルモント製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、タカラベルモント製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

| | |
|----------------------------|-----|
| (1)手術台 DR-8750-2(母性 OP 分) | 1 式 |
| (2)手術台 DR-2600Z-B(ROOM2 分) | 1 式 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

24 J&J 製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、J&J 製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)ステラッド 100S スポット点検 1 式

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 2 回（上半期・下半期 各 1 回）を発注者の指定する日に実施する

5 定期保守点検の回数及び実施日

定期保守点検 2 回を発注者の指定する日に実施する。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

25 テルモ製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、テルモ製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

| | |
|--------------------|-----|
| (1) シリンジポンプ TE-371 | 3 台 |
| 代替機料金 | 1 台 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする

26 キヤノンメディカル製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、キヤノンメディカル製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)スマートショット 1式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

27 バイエル製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、バイエル製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)造影剤自動注入装置ソラリス 1式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

28 ミズホアーバン製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、ミズホアーバン製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

| | |
|---------------------|-----|
| (1)手術台 MOT-5701 | 5 台 |
| (2) 手術台 MOT-VS600DJ | 1 台 |
| (2)下肢牽引装置 | 1 式 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

29 ジョンソン・エンド・ジョンソン製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、ジョンソン・エンド・ジョンソン製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

- (1)内視鏡洗浄機 エンドクレンズ じゅうじつ君(耳鼻科) 1台
- (2)内視鏡洗浄機 エンドクレンズ Neo フルメンテナンス(中材) 1台

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

- (1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、日本ルミナス製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)CO2 レーザーAcuPluse30ST 1 式

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

31 コヴィディエンジャパン製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、コヴィディエンジャパン製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) ウォームタッチ WT6000 | 2 式 |
| (2) INVOS 5100C | 6 台 |

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

- (1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

32 アムコ製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、アムコ製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

電気メス(VIO300S) 1台

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

33 キヤノン製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、キャノン製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

CT スキャン 1台

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は4回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

34 メトラン製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、メトラン製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

カリオペ人工呼吸器 1台

ハミングVue人工呼吸器 2台

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

35 日本メディカルネクスト製医療機器 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、日本メディカルネクスト製医療機器の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

プレシジョンフロー 2台

プレシジョンフロープラス 2台

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費、定期交換部品代(一部製品)

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

36 三浦工業製滅菌装置 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、三浦工業製滅菌装置の保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器・点検台数

オートクレーブ 2台(栄養科)

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は定期保守点検1回（月曜日～金曜日に限る）性能検査整備1回を発注者の指定する日（但し月曜日～金曜日に限る）に実施する。

5 緊急対応

障害発生時は発注者の要請に基づき、受注者はすみやかに技術員を派遣し修理調整を行なう。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 上記2 (1)～(2)の定期保守点検出張作業費及び性能検査整備費

7 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

37 JMS 製 経腸栄養ポンプ Amika 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、経腸栄養ポンプ Amika の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)経腸栄養ポンプ Amika 5台

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

38 メドトロニック製 S8 ナビゲーションシステム 保守契約 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、S8 ナビゲーションシステムの保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

S8 ナビゲーションシステム 1式

3 点検回数

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

4 対象期間及び実施日

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

5 就業時間

原則として通常勤務日の通常時間内(法定休日及び法定外休日を除く月曜日から金曜日の9時00分より17時30分迄)とする。

ただし、故障の場合、通常時間内の連絡があれば、病院と調整・協議の上作業を行うものとする。

6 業務内容

S8 ナビゲーションシステムの性能、機能を維持するために以下に基づき定期的に作業を実施する。

- (1) 定期点検(年1回、実施時期は別途協議の上定める)
- (2) 修理部品交換
- (3) 必要に応じてのソフトウェアのバージョンアップ及びバグの修復
- (4) 修理時の代替器貸出及び出張費用(就業時間内)

7 対象外項目

- (1) 本件製品のマニュアルに記載のない使用方法によって生じた故障又は不具合
- (2) の提供しない、あるいは使用を推奨しない部品、用品等を使用したことによる故障又は不具合
- (3) 火災、地震、水害、落雷その他の天災地変、異常電圧など、不可抗力による故障又は不具合
- (4) 事前の協議なく、装置の修理・改造及び接続条件の変更、あるいは本件製品を正しく機能する為に必要な基本回線の維持を怠ったことにより生じた故障又は不具合

8 守秘義務・個人情報の保護

請負者は、保守義務の遂行で知り得た相手方の秘密情報(製品情報、顧客情報、財務情報を含むがこれらに限定されない)を第三者に開示しないものとする。

ただし、業務に関して個人情報を扱う場合には、個人情報保護法等の関連する法令に従い適正にこれを使用し、個人のプライバシー保護に細心の注意を払うものとする。

9 提出書類(点検・修理終了時に以下の書類を提出すること)

- (1) 保守点検報告書(書類は請負者の任意とするが、作業内容、作業時間及び作業にかかった事項について記載すること)
- (2) 作業報告書(修理終了時)

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

39 根本杏林堂製 ANGIO 用造影剤注入装置保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、ANGIO 用造影剤注入装置(PressDuo)の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)ANGIO 用造影剤注入装置(PressDuo) 1 台

3 対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記 2 は 1 回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費・定期交換部品代

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、ドプラ胎児診断装置の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

(1)ドプラ胎児診断装置(FD-380/FD-390/FD-490) 3台

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする

41 PHC 製 注射薬自動払出システム 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、注射薬自動払出システムの保守点検を適切に行い、装置の機能を常に適正に維持する。

2 対象機器および設置場所

PHC製注射薬払出システムコンパクトシリーズ1式

装置5台1ライン、サーバ1式、PC端末2台、プリンタ6台、リライトカードプリンター2台

注射薬払出アプリケーションソフト1式

本館1階薬剤科（サーバ以外）、サーバはサーバ室

3 対象期間及び実施日

令和5年4月1日～令和6年3月31日。発注者の指定する日に実施する。

4 定期保守点検の回数

発注者の指定する日に1回実施する。

5 緊急対応

障害発生時には平日・土日・祝日を問わず24時間電話受付が可能であること。また、発注者の要請に基づき受注者はすみやかに技術員を派遣し修理調整を行うこと。

6 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) コールセンター登録・実働体制費

(2) 平日9時～18時（祝祭日、12/30～1/3を除く）に行われる定期保守点検の出張作業費及び税抜3万円未満の交換部品

(3) 平日・土日・祝日を問わず障害発生時の24時間電話受付

(4) 平日9時～18時（祝祭日、12/30～1/3を除く）に行われるハードウェアのオンコール修理費および税抜3万円未満の交換部品

(5) 平日9時～17時30分（祝祭日、12/30～1/3を除く）に行われるソフトウェア障害時のリモート保守対応費

(6) 薬品カセット変更（計20カセット、年2回まで）

7 作業への協力および提供

保守点検業務にあたり発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

8 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

9 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

- (1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障
- (2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障
- (3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障
- (4) 受注者の承諾なしに行われた修理、改造、または移転に起因する故障
- (5) 天災地変等不可抗力による故障

10 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。

42 フィリップス・ジャパン製 人工呼吸器トリロジーEvoO2 保守点検業務委託 仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、人工呼吸器トリロジーEvoO2 の保守点検を適切に行う。

2 対象機器・点検台数

人工呼吸器トリロジーEvoO2 1台

3 対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 定期保守点検の回数及び実施日

上記2は1回を発注者の指定する日に実施する

5 費用負担

次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

(1) 定期保守点検の作業技術費・定期交換部品代・修理代替器代

6 作業への協力及び提供

保守点検業務にあたり、発注者は作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源施設等を提供するものとする。

7 作業報告書の提出

受注者は点検作業終了後、速やかに点検結果報告書を発注者に提出する。

8 契約の対象外

次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

(1) 発注者の誤操作または取扱不注意に起因する故障

(2) 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱説明書を著しく逸脱した使用に起因する故障

(3) 受注者の指定以外の保守部品、消耗品及び付属機器の使用に起因する故障

(4) 受注者の承諾なしに受注者の技術以外によって行われた修理、改造、または移転に起因する故障

(5) 天災地変等不可抗力による故障

9 その他

本仕様書に疑義及び定めのない事項については、双方協議の上で定めるものとする。